

2023 年度 博報堂教育財団教職育成奨学生募集要項

(公財) 博報堂教育財団 (以下、財団という) が、児童教育を支える未来の優秀な教育指導者を育成し、子どもたちの未来に貢献するため、博報堂教育財団教職育成奨学生を募集しており、本学は指定校とされています。

本奨学生に出願を希望する者は、財団ホームページ (<https://www.hakuhodofoundation.or.jp/>) を確認し、下記のとおり出願書類を提出してください。

記

1. 奨学金制度の趣旨 (財団資料より抜粋)

未来をつくるのは子どもたちであり、教育は国の礎です。子どもたちの教育に携わる教員は、まさに子どもたちを通じて「未来の社会づくり」に貢献し、重要な役割を担う存在であると考えています。

いま、教育現場は様々な難しい課題に直面しています。一方で、グローバル化、AI・IoT等のテクノロジーの進展、少子高齢化等により、産業構造・社会構造が大きく変わり、教育及び教員に求められるものも大きく変化しつつあります。当財団は、このような時代だからこそ、熱意を持って教育現場を目指そうとする大学生・大学院生を支援することが大変に重要であると考えています。当奨学金制度では、奨学金による経済的な支援はもちろんのこと、これまでの当財団の活動と連携した教員育成のためのプログラムの提供、海外短期留学支援等、多面的に熱意ある学生の支援を行いたいと考えています。

※2023 年度は全体で 100 名程度の「大学生」を奨学生として選考予定(推薦依頼大学は 59 校)

2. 出願資格

本奨学金制度の趣旨をよく理解し、次代を担う教員になる「強い意志と覚悟」を持つ優秀な学生であり、以下の(1)～(4)のすべてに該当する者

(1) 募集対象

推薦人数	募集対象
1 名	学部生の 2 年生 (編入生を除く) で小学校教員を志望する者。かつ、学業成績優秀であり、教員になる熱意・国語力があると認められる者。

※詳細は、「1 1. 選考スケジュール」を参照。

※特別支援学校教員、中学・高等学校国語科教員を志望する者は、募集対象外。

※学年はいずれも 2023 年 4 月 1 日時点、ただし編入生を除く。

(2) 前年度の GPA が「3. 20」以上の者

(3) 出願時に日本学生支援機構・地方公共団体等の給付奨学金受給者 (受給予定者を含む) でない者 (併願は可。ただし、各奨学金と本奨学金両方に採用となった場合はどちらか一方を辞退しなければならない)。

(4) 本奨学金給付開始時に、下記の誓約事項 (下記①～⑨) を誓約できる者 (本人及び保証人の誓約)

①教員になる強い意志を持ち努力を継続すること。大学在学中に教職課程を修了し、小学校教員の教員免許状を取得すること。

②次年度の奨学金給付のために、毎年度末に成績証明書及び財団の指定する報告書を在籍する大学を通じて財団に提出すること。

③現在または将来のいつの時点においても、暴力団等の反社会的勢力及び反社会的勢力と密接な関係にある者と一切の繋がりをもたないこと。教職を目指す者としての責任を自覚し、高い倫理観を持

ち良識ある態度と行動を常に心がけること。

- ④奨学金用の銀行口座及び給付された奨学金を、自らの責任の下で管理し、給付された奨学金は学業に専念することを目的に、授業料・教材料等の学業及び必要とされる住居費や生活費のみに適切に使い、他に流用しないこと。
- ⑤休学・復学・転学・留年・退学・停学（その他処分）、氏名・住所の変更、留学のいずれかが発生した場合には、直ちに財団に届け出ること。
- ⑥財団が定めた書類等の提出を求められた場合は遅滞なく提出すること。
- ⑦財団の主催するオリエンテーション・交流会・研修会等に参加すること。
- ⑧奨学期間中および期間終了後も、財団からのアンケート調査等に協力すること。
- ⑨奨学金給付額に関わる事項（授業料免除制度との併用、自宅外通学等）については、常に正しい情報を申告し、いずれも変更が生じた場合には、直ちに財団に届け出ること。

3. 他の奨学金制度等との併給の可否

ア. 原則として他の給付型奨学金との併給は認めない。

（貸与型奨学金はこの限りでない。）

イ. 大学・大学院が行う授業料免除制度との併用の場合は、免除される授業料の割合に応じて奨学金給付額を減額することがある。

※ 授業料全額免除の場合は、奨学金の授業料相当分は支給せず、別途、学業支援金として年額 20 万円を支給する。

※ 授業料一部免除の場合は、免除率を 1 から減じた比率を奨学金の授業料相当分に乘じた金額と学業支援金（年額 20 万円）を比較し、高いほうの金額を支給する。

例 1) 国立大学で授業料が、80%の免除を受けている場合

奨学金授業料相当分 60 万円 × (1 - 0.8) = 12 万円 → 20 万円を支給

例 2) 国立大学の授業料が、50%の免除を受けている場合

奨学金授業料相当分 60 万円 × (1 - 0.5) = 30 万円 → 30 万円を支給

ウ. 国の「高等教育の修学支援制度」を利用する場合の併給可否については、以下のとおり扱う。

・「授業料減免制度」のみ利用する場合

⇒併給可（ただし、授業料減免額割合に応じて給付額を調整する）

・「給付型奨学金」も利用する場合

⇒併給不可（本奨学金を受給する場合は、新制度の給付型奨学金を辞退する必要がある）

4. 奨学期間

原則として、奨学生となった年度の 4 月から学部卒業までの最短期間。

※ 留学、家庭の事情、健康上の理由等がある場合は、給付期間を調整する場合がある。

※ 別途定める奨学金休止・停止・廃止規定等により、期間途中で休止・停止・廃止することもある。

※ 学部で奨学生であった学生が、以下の条件において大学院（修士課程）・教職大学院への進学を希望する場合は、学生本人からの申請に基づく財団の審査と進学先の大学院（修士課程）・教職大学院との調整により、進学後の給付継続の可否を決定の上、給付期間を延長することがある（大学院進学後の給付額は月額 5 万円）。

ア. 奨学生の進学先が学部と同じ大学の大学院（修士課程）・教職大学院である。もしくは他の「推薦依頼大学」の大学院（修士課程）・教職大学院であること。

イ. 進学が目的が小学校教員を目指すためのものであること。

5. 給付額

(1) 授業料相当額・・・私立大学生：年額 120 万円（月額 10 万円）

(2) 自宅外生への特別支援費・・・年額 60 万円（月額 5 万円）

※ 自宅外生の認定は、「自宅外通学申立書」の提出に基づき財団が決定する。自宅外生の基準は、自宅から大学までの通学時間が公共交通機関を利用して 2 時間以上要する等の理由で、自宅外に住居を有償で借り受け居住し通学を行う者とする。

6. 海外短期留学支援制度

将来、優れた教員になるための経験として役立つと思われる海外短期留学や海外研修等については、奨学生の申請と大学からの推薦により、事前申請・事後報告で下記を支給する。ただし観光を主目的とする活動は除く。

(1) 渡航費（アジア地域 5 万円・その他地域 10 万円／一律）

(2) 留学・活動費（5 万円／月）

ア. 累計 100 万円までを上限に、奨学期間中回数制限を設けずに申請できる。

イ. 海外短期留学支援の申請は、必ず大学・大学院を通じて行う。

ウ. 留学費用を全額、大学・大学院や他の団体から支援を受けている場合は支給しない。

エ. 留学費用の一部支援を受けている場合は、留学にかかる費用から大学や他の団体から支援を受ける金額を差し引いた金額を支給する。ただし、大学や他の団体から支援を受けない場合に本来財団から支給される金額を上限とする。

例) アメリカに 2 ヶ月短期留学する場合

1. 大学や他の団体から支援を受けない場合の支給額

→渡航費 10 万+活動費 10 万=20 万円を支給

2. 留学に掛かる費用を全額、大学や他の団体からの支援で賄える場合

→財団からの支給なし

3. 留学に掛かる費用が 30 万で、大学や他の団体から 15 万の支給を受けている場合

→30 万-15 万=15 万円を支給

4. 留学に掛かる費用が 30 万で、大学や他の団体から 5 万の支給を受けている場合

→30 万-5 万=25 万円のうち、20 万円を上限に支給

7. 給付方法

(1) 奨学金の給付は、事前に申請・登録を行った本人名義の銀行口座に振り込む方法による。

(2) 奨学金支給のタイミングは以下のとおり。なお、給付の 2 ヶ月前に財団事務局から大学に本人の在籍確認を実施する。

①初年度（年 2 回）

10 月上旬 (4 月～12 月分)	授業料相当額	月額×9 ヶ月分
	自宅外生特別支援費	月額×9 ヶ月分（自宅外生のみ）
1 月上旬 (1 月～3 月分)	授業料相当額	月額×3 ヶ月分
	自宅外生特別支援費	月額×3 ヶ月分（自宅外生のみ）

②翌年度以降（年4回）

5月末 (4月～6月分)	授業料相当額	月額×3ヶ月分
	自宅外生特別支援費	月額×3ヶ月分（自宅外生のみ）
7月上旬 (7月～9月分)	授業料相当額	月額×3ヶ月分
	自宅外生特別支援費	月額×3ヶ月分（自宅外生のみ）
10月上旬 (10月～12月分)	授業料相当額	月額×3ヶ月分
	自宅外生特別支援費	月額×3ヶ月分（自宅外生のみ）
1月上旬 (1月～3月分)	授業料相当額	月額×3ヶ月分
	自宅外生特別支援費	月額×3ヶ月分（自宅外生のみ）

8. 奨学金給付の継続、休止、停止、廃止及び復活等

当奨学金制度の給付期間中の学生には、毎年度、奨学金給付継続審査を行った上で、給付の継続を決定する。年度の途中であっても、奨学金継続にそぐわないと思われる場合は給付の休止・停止・廃止を行う。

(1) 奨学金給付の休止・停止・廃止

- ①提出書類及び届出事項を提出しない場合及びこれらに虚偽があった場合や、誓約事項への違約があった場合。
- ②大学の学籍を失った場合。
- ③疾病のため成業の見込みがなくなったとき。
- ④休学、または長期にわたって欠席した場合。
- ⑤学業または性格行状などの状況に問題が生じた場合。
- ⑥教員になる意志がないと判断された場合。
(教員免許状を取得するために必要な単位・実習等を履修しない、もしくは単位取得ができなかった場合等)
- ⑦給付された奨学金の目的外への流用や奨学生本人以外の者による奨学金口座及び奨学金の管理または使用が認められた場合。
- ⑧その他、奨学金の給付目的・趣旨または社会的相当性の観点から、奨学金の給付を不相当と認めた場合。

(2) 奨学金給付の復活

奨学金の支給を休止または停止された者が、大学を通じその復活を願い出たときは、奨学金の支給を復活することがある。

(3) 奨学金給付の辞退

財団の奨学金を受給している奨学生が、他の奨学金制度の受給に変更する等の場合、大学の奨学金担当者を経由して、財団の奨学金給付を辞退することができる。ただし、財団が辞退届を受理した場合、いかなる事由によっても奨学金給付の復活は認められない。

9. 出願方法・締切

(1) 出願方法・締切

下記の出願書類を作成し、学生課宛に郵送にて提出（レターパック使用）。

■締切：4月15日（土）※当日消印有効

■宛先：〒343-8511 埼玉県越谷市南荻島 3337 文教大学越谷キャンパス学生課 奨学金担当 行
（品名欄；「博報教職育成奨学生 出願書類」と記載すること）

※締切厳守。書類が不備なく提出完了していること。

(2) 出願書類

※①～④、⑦は学生課ホームページよりダウンロードして使用

①奨学生願書（対象者／様式2／写真貼付は採用決定後）

②口座情報登録申請書（対象者／様式3）

③個人情報取り扱いに関する同意書（対象者／様式4 学生用）※両面コピー

④課題文（対象者／様式6）

⑤成績証明書（単位成績証明書・3号館1階の証明書自動発行機で発行）

⑥父母の所得証明書（2023年3月以降に発行されたもの）

⑦出願ラベル

⑧レターパック；上記①～⑦を入れて学生課に送付（4月15日消印有効）

※①～④は財団指定書式を使用

※「④課題文」のテーマ、字数等は財団指定書式に記載

※各用紙枠内に記入

※記入を誤った場合、訂正箇所には二重線を引き押印し、余白に正しく記入する（修正液・修正テープ等使用不可）

10. 学内推薦者の選考方法

出願書類をもとに、書類選考と面接選考を実施し、人物優秀な推薦者を校舎学生委員会にて選出する。

11. 選考スケジュール

【学内選考スケジュール（予定）】

日程	内容
4月15日（土）	応募締切
4月17日（月）～4月21日（金）	書類選考
4月24日（月）～4月27日（木）	書類選考通過者（B!bb'sで通知）を対象に面接選考を実施 ※面接日は左記期間で大学が指定します
5月18日（木）	推薦者決定（B!bb'sで通知）
5月22日（月）～5月29日（月）	出願書類・課題の訂正等

【財団選考スケジュール（予定）】

学内選考で推薦者を決定した後、財団による選考が行われます。

選考方法	内容
書類選考	あり
面接選考	7月8日（土）会場：東京
採用者決定 （確認次第 B!bb's で通知）	7月末予定（大学への連絡） ※採用者は誓約書等、必要書類一式を財団に提出

12. <奨学生採用決定後>財団主催の活動への参加について

奨学生として採用が決定した後、財団が主催する全奨学生対象の活動については、原則、やむを得ない事由がある場合を除き参加をすること。やむを得ない事由により欠席もしくは一部欠席をする場合は、所定の「欠席届」に事由を記載の上、事前に学生課へ提出すること。また、財団主催活動への参加後、原則2週間以内に所定の「報告書」を学生へ提出すること。

以上

【出願書類提出先／問い合わせ先】

学 生 課

048-974-8811 (代)

※出願者以外からの問い合わせは、一切受けつけておりません